

# JIS

## エアゾール等製品の試験方法

JIS S 3301 : 2018

(AIAJ/JSA)

平成 30 年 5 月 21 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鷺 坂 和 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	佐々木 定 雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	島 谷 克 史	公益社団法人消費者関連専門家会議
	寺 山 博 子	イオン株式会社
	中 里 憲 司	一般社団法人繊維評価技術協議会
	中野子 礼 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	山 口 公 樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 30.5.21

官 報 公 示：平成 30.5.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本エアゾール協会

(〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-10-4 丸石ビル TEL 03-5207-9850)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 試験の分類方法	4
4.1 エアゾール製品の試験項目	4
4.2 エアゾール以外製品の試験項目	4
4.3 フルオロカーボンガス製品の試験項目	4
5 試料	4
6 エアゾール製品の試験方法	4
6.1 容器に記載している表示	4
6.2 ハルブの保護処置	4
6.3 容器内の圧力試験	5
6.4 気密性試験	5
6.5 火炎発生状態試験	5
6.6 噴射剤成分試験	6
6.7 容器の内容積試験	8
6.8 容器に対する内容物の充填率試験	8
6.9 容器の耐圧性能試験	11
6.10 容器の材料試験	13
7 泡状エアゾール製品，練歯磨状エアゾール製品及び二重構造容器エアゾール製品の試験方法	13
7.1 火炎発生状態試験	13
7.2 二重構造容器の容器に対する内容物の充填率試験	14
7.3 二重構造容器の機能試験	16
8 エアゾール以外製品の試験方法	16
8.1 容器に記載している表示	16
8.2 容器に対する内容物の充填質量試験	16
9 フルオロカーボンガス製品の試験方法	18
9.1 容器に記載している表示	18
9.2 容器の耐圧性能試験	18
9.3 容器の材料試験	19
附属書 A（規定）赤外分光法によるエアゾール製品の噴射剤成分の試験方法	20
附属書 B（規定）容器に対する内容物の充填質量の試験方法（別法） （エアゾール以外製品の内容物の充填質量の試験方法）	22
解 説	24

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本エアゾール協会（AIAJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から日本エアゾール協会自主基準規定（“エアゾール等試験検査要領”に係る自主基準規定）を基に作成した工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# エアゾール等製品の試験方法

## Test methods of aerosol and aerosol-type products

### 1 適用範囲

この規格は、エアゾール等製品の試験方法について規定する。

エアゾール等製品とは、エアゾール製品及びエアゾール以外製品、フルオロカーボンガス製品であるものの。

**注記** 高圧ガス保安法施行令関係告示で定めるエアゾール等製品の高圧ガス適用除外要件に該当するか否かを確認するための試験方法である。

**警告** 可燃性ガスの取扱いにおいては、試験室の大きさに応じた給気・排気設備を設け、火気の手取扱いに注意しなければならない。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 7505-1** アネロイド型圧力計—第1部：ブルドン管圧力計

**JIS B 7514** 直定規

**JIS B 7547** デジタル圧力計の特性試験方法及び校正方法

**JIS B 7611-2** 非自動はかり—性能要件及び試験方法—第2部：取引又は証明用

**JIS G 4303** ステンレス鋼棒

**JIS H 3300** 銅及び銅合金の継目無管

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

なお、この規格で用いる“圧力”は、ゲージ圧力を示し、絶対圧を示す場合には圧力値の後に“(abs)”を付記している。

#### 3.1

##### エアゾール

容器に充填されている液化ガス又は液化ガスと圧縮ガスとの混合ガスの圧力によって、その容器又は他の容器に充填されているそのガス以外の目的物質（香料、医薬、殺虫剤など）を噴霧状、泡状、練歯磨状などに排出する製品における当該内容物。

#### 3.2

##### エアゾール製品

次のいずれにも該当するもの。